

吉賀町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年 度	人 5,717	千円 7,960,377	千円 45,897	千円 1,168,792	% 14.7	% 16.3

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

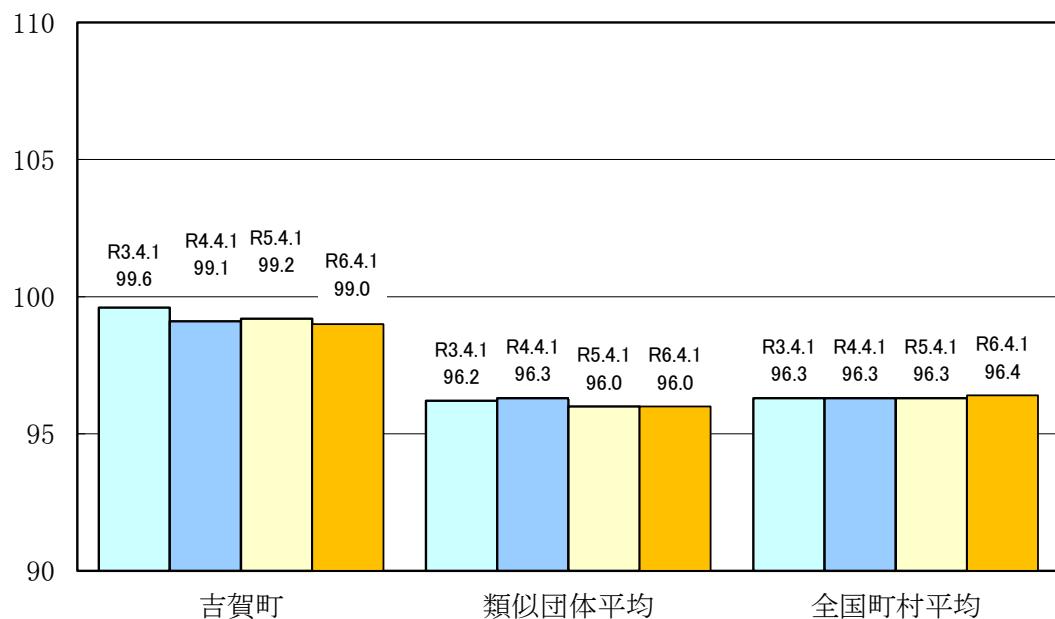
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年 度	人 93	千円 327,637	千円 67,904	千円 137,223	千円 532,764	千円 5,729	千円 5,540

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指數の状況



(注) 1 ラスパイレス指數とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指數。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指數を単純平均したものである。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指數が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、
③100を超えてる場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4)給与改定の状況

人事委員会を設置していないため省略

(5)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| ①給料表の見直し | 国と同様に見直しを実施(平成28年4月1日実施) |
| ②地域手当の見直し | 支給していない |
| ③その他の見直し内容 | 管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日) |

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
吉賀町	38.0 歳	298,539 円	351,483 円	317,394 円
島根県	42.1 歳	316,271 円	385,338 円	342,826 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
類似団体	41.0 歳	303,305 円	349,559 円	327,177 円

(2)職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分	吉賀町	島根県	国
一般行政職	大学卒	196,200 円	197,561 円
	高校卒	166,600 円	167,756 円
技能労務職	高校卒	166,600 円	— 円
	中学卒	162,100 円	— 円

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	277,700 円	349,900 円	383,800 円
	高校卒	— 円	— 円	382,100 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

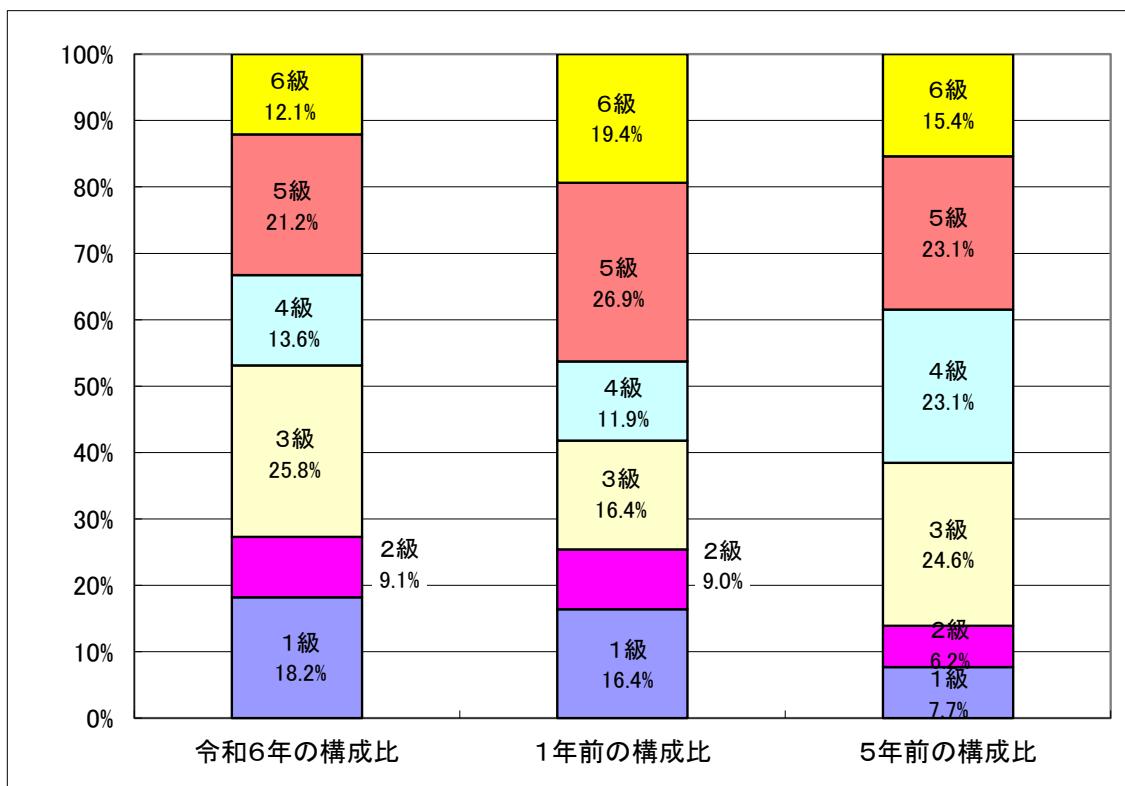
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

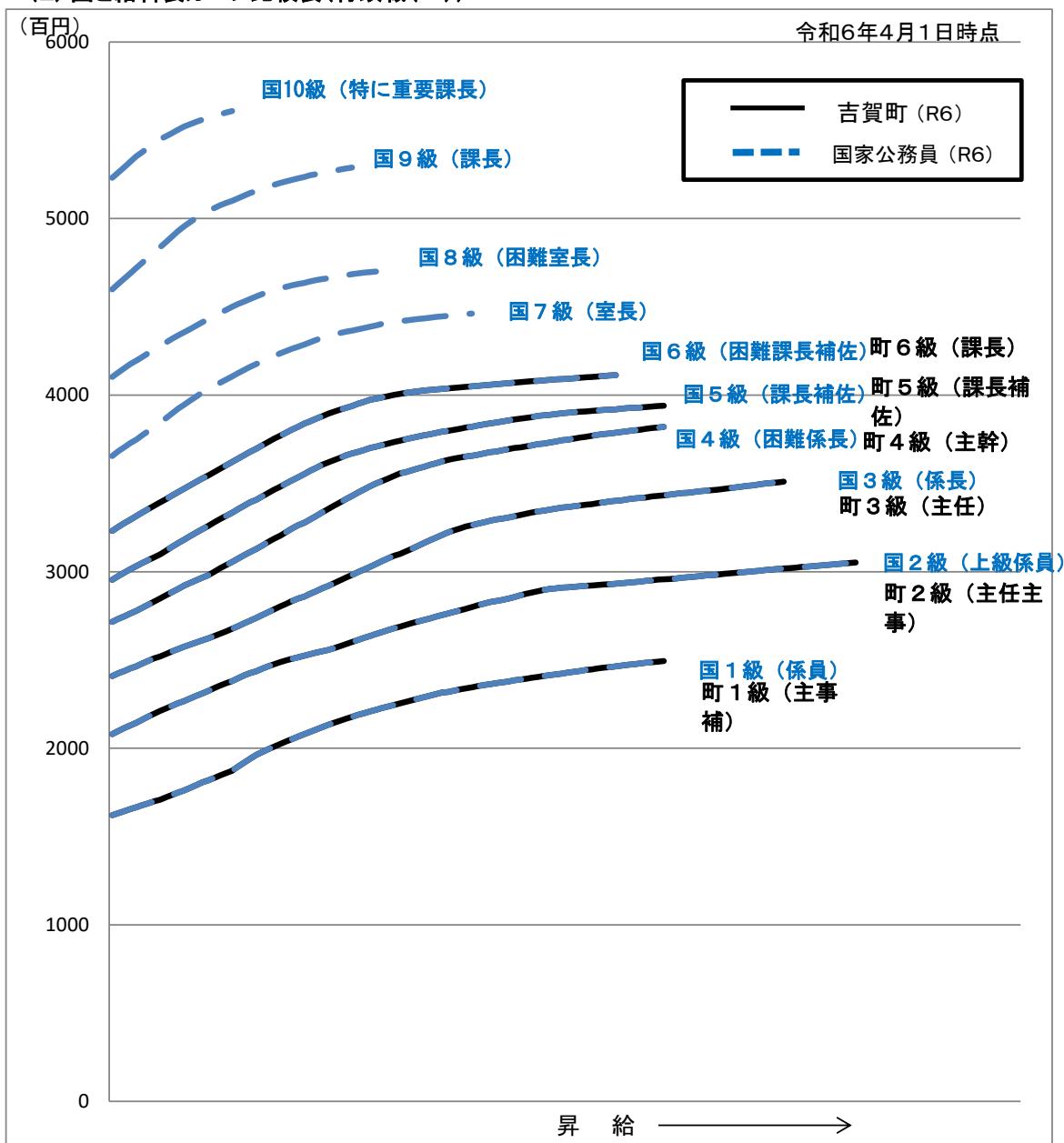
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事補、主事	12人	18.2%	円 162,100	円 249,400
2級	主任主事	6人	9.1%	円 208,000	円 305,200
3級	主任	17人	25.8%	円 240,900	円 351,000
4級	主幹	9人	13.6%	円 271,600	円 382,000
5級	課長補佐	14人	21.2%	円 295,400	円 394,000
6級	課長	8人	12.1%	円 323,100	円 411,300

(注) 1 吉賀町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国と給料表カーブ比較表(行政職(一))



(3)昇給への人事評価の活用状況

活用していない

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

吉賀町	島根県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,454 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,567 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.35 月分 1.95 月分 (1.20)月分 (1.05)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への人事評価の活用状況

活用していない

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

吉賀町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.58688 月分	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.58688 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.70900 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.70900 月分
最高限度額 47.7090 月分 47.70900 月分	最高限度額 47.7090 月分 47.70900 月分
その他の加算措置	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)
1人当たり平均支給額 19,664 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

※ 制度なし

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	— 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)	— 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	— %			
手当の種類(手当数)	2			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価
除雪車乗務手当	建設水道課職員	グレーバー及び除雪用ジープの運転に従事した職員	0千円	日額 2,000円
感染症防疫作業手当	全職員	感染症防疫業務 (感染症患者の輸送等)	0千円	日額 3,000円 (日額 4,000円)

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	32,882 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	353 千円
支給実績(令和4年度決算)	42,216 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	449 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管轄職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内 容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	子 10,000円 配偶者、父母等 6,500円 特定期間(満15歳年度初め～満22歳年度末)の子 5,000円加算	同じ	—	15,137 千円	162,763 円
住居手当	27,000円／月以下の家賃 16,000円を控除した額 27,000円／月を超える家 賃 27,000円を控除した額 の2分の1に11,000円加算 支給限度額28,000円	同じ	—	3,766 千円	40,494 円
通勤手当	公共交通機関利用者 実費 限度額55,000円 交通用具使用者 片道2km以上の場合に通 勤距離に応じて支給2,400 円～32,800円	異なる	交通用具 使用者の 通勤距離 区分及び 加算方法 が異なる	9,199 千円	98,913 円
管理職手当	課長・室長・所長・教育 次長・議会事務局長 41,600円／月	異なる	国(俸給の 特別調整 額)は役職 に応じ定 額支給	5,490 千円	499,100 円
宿日直手当	職員が宿日直勤務を行 う場合に支給 1回につき4,400円	同じ	—	1,115 千円	11,989 円
管理職員 特別勤務手当	臨時又は緊急の必要によ り週休日又は休日に勤務 した場合、および週休日等 以外の日の午前0時から午 前5時までの間に勤務した 場合に支給 1回につき6,000円	同じ	—	315 千円	28,636 円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区分		給料月額等				
給 料	町長	648,000円 (720,000円)	(参考)類似団体における最高／最低額 870,000円／ 523,000円			
	副町長	577,125円 (607,500円)	700,000円／ 360,000円			
	教育長	543,875円 (572,500円)				
報 酬	議長	288,500円 (288,500円)	928,500円／ 200,000円			
	副議長	240,000円 (240,000円)	316,000円／ 170,000円			
	議員	203,500円 (203,500円)	301,000円／ 150,000円			
期末手当	町長	(令和5年度支給割合) 3.10 月分 役職加算 10%				
	副町長	3.10 月分 役職加算 10%				
	教育長	(令和5年度支給割合) 3.35 月分 役職加算 10%				
退職手当	議長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)				
	副議長	720,000円×在職年数×4.5 12,960,000円 在任期間ごと				
	議員	607,500円×在職年数×2.7 6,561,000円 在任期間ごと				
		572,500円×在職年数×2.07 3,555,225円 在任期間ごと				
備考						

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

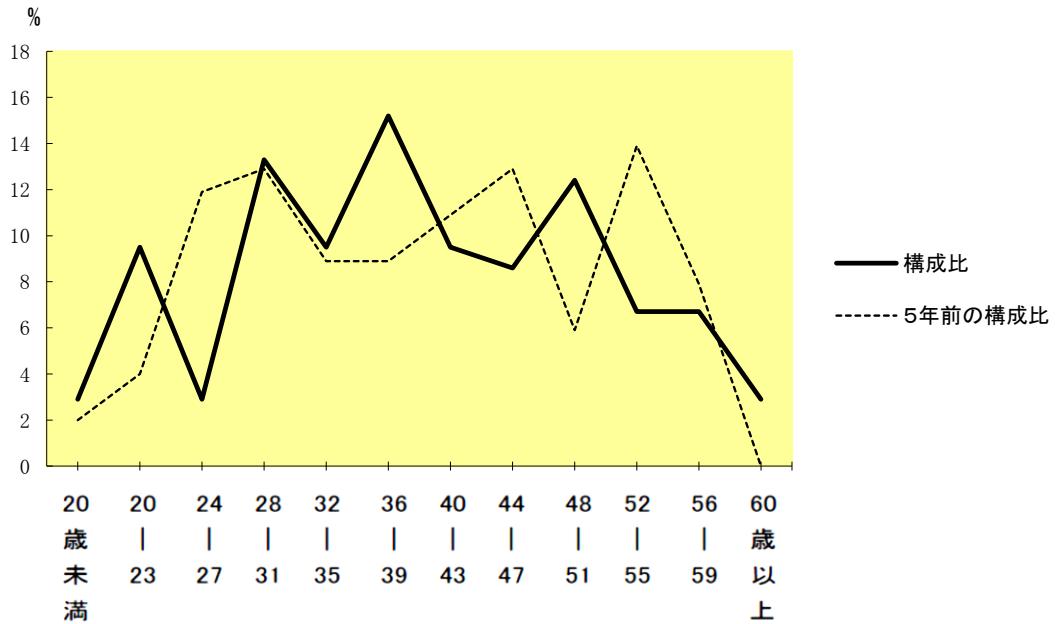
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	議会	1人	1人		
	総務	26	25	▲ 1	▲ 1
	税務	7	7		
	民生	12	14	2	子ども家庭センター設置に伴う増員
	衛生	13	13		
	労働	1	1		
	農林水産	12	12		
	商工	2	2		
	土木	6	6		
	計	80	81	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 144.66人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 117.66人)
公会 営計 企部 業門 等	教育部門	13	13		
	小計	93	94	1	<参考> 人口1万人当たり職員数 167.88人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 140.80人)
	水道	3	3		
	下水道	2	2		
合計	その他	6	6		
	小計	11	11		
	合計	104 [114]	105 [114]	[1]	<参考> 人口1万人当たり職員数 187.53人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	人 3	人 10	人 3	人 14	人 10	人 16	人 10	人 9	人 13	人 7	人 7	人 3	人 105

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門	年度	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		76	76	77	81	80	81	5 (6.6 %)
教育		13	13	13	13	13	13	0 (0.0 %)
普通会計		89	89	90	94	93	94	5 (5.6 %)
公営企業等会計		11	11	11	11	11	11	0 (0.0 %)
総合計		100	100	101	105	104	105	5 (5.0 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。